



2020年5月21日

各 位

会 社 名 三井金属エンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 青 木 一 彦
(コード番号 1737 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 平 山 成 生
(TEL 03-5610-7832)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築及び事業規模等を踏まえて取締役の員数を縮減することとし、現行定款第18条を変更するものであります。
- (2) 取締役の経営責任の明確化及び株主による信任機会の増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的として、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条を変更するものであります。
- (3) 経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の推進を目的として、執行役員制度を導入しておりますが、今般、定款に執行役員に関する規定を明記することとし、変更案第27条を新設するものであります。
また、これに伴い現行定款第27条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2020年6月23日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2020年6月23日(予定)

以上

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>ただし、取締役の一部を選任したときは、その任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>第<u>27</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役、<u>取締役会</u>及び執行役員</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>(執行役員) <u>第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</u> <u>2. 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p> <p>第<u>28</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p>